

令和2年度 庄内空港利用チャーター便運航支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、庄内空港を利用した国内・国際チャーター便による旅行商品の造成、販売及び広報の実施にあたり、旅行会社等に対し助成金を交付することにより、庄内空港の利用拡大を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、庄内空港を利用した国内・国際チャーター便による旅行商品を企画し、販売及び催行した旅行会社とする。

(助成内容)

第3条 次の区分により助成を実施する。

1 チャーター便旅行商品・販売推進助成金

(1) 内容

旅行会社が主催する庄内空港を利用した、国内・国際チャーター便による旅行商品造成・販売に対する助成。

(2) 助成要件及び助成額

助成にあたっての要件、助成額については別表1のとおりとし、催行数に応じた助成を実施。

2 広報推進助成金

(1) 内容

庄内空港を利用したチャーター便旅行商品造成に伴う広報(チラシ等の作成、新聞等への広告等)の実施に対する助成。

(2) 助成要件及び助成額

助成額及び助成要件については別表2のとおりとし、広報実施に要した経費に応じた助成を実施する。

(助成期間)

第4条 助成金の交付対象となる旅行商品は、出発日が令和2年6月1日以降であり、到着日が令和3年3月31日までのものとする。

2 助成金の対象となる広報は、広報の実施日(チラシ等の納品日、新聞広告の掲載日等)が、令和2年5月15日から令和3年3月15日に属するものとする。

(表示)

第5条 旅行商品に関する広報を実施する場合は、「協賛：庄内空港利用振興協議会」の文言を表示するものとする。

(旅行商品造成届)

第6条 助成金の交付を受けようとする旅行会社等は、旅行商品造成届(様式第1号)に必要な書類を添えて、原則としてその旅行商品の募集前に、庄内空港利用振興協議会(以下「協議会」という。)に提出するものとする。

(認定)

第7条 協議会は、旅行商品造成届の提出があった場合、本要綱に適合し、かつ予算の範囲内であることを確認した上で、提出のあった旅行会社等に認定書を交付する。

(交付申請)

第8条 チャーター便旅行商品・販売推進助成金の交付を受けようとする旅行会社等は、交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて、催行の都度速やかに協議会に提出するものとする。

2 広報推進助成金の交付を受けようとする旅行会社等は、広報推進助成金交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、広報実施の都度速やかに、協議会に提出するものとする。

(助成金交付)

第9条 協議会は、前条の交付申請書の提出があった場合、確認の上受理し、当該申請のあった助成金を、原則として30日以内に交付する。

(その他)

第10条 予算の都合上、助成期間中にかかわらず、助成額が予定の額に達した場合は、助成金の交付を終了することがある。

2 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日より施行する。

[別表 1] チャーター便旅行商品・販売推進助成金

区分	送客人数要件	助成額 【1 催行往復あたり】	摘要
国内チャーター便 旅行商品	—	100,000 円	・複数の旅行会社等で共同募集・催行する場合は、助成額を各社提供座席数により按分する。この場合、各社それぞれから交付申請を行うことができる。
国際チャーター便 旅行商品	100 名未満	100,000 円	
	100 名以上	150,000 円	

※ 他空港とのオープンジョー、片道フェリー便等の場合は、上記助成額を 1 / 2 とする。

[別表 2] 広報推進助成金

区分	助成額【1 商品あたり】	助成要件
国内チャーター便 旅行商品	広報に関する経費の合計額 (消費税込) または 100,000 円 のいずれか低い額	・募集した結果、催行が成立しなかった場合も対象とする。 ・他の旅行商品と一緒にチラシ等を作成する場合の経費は、印刷面積等の割合により按分とする。
国際チャーター便 旅行商品		

※ 出発日が複数設定された同一旅程の旅行商品は 1 商品として助成対象とする。